

新 旧 対 照 表  
新 旧

高知県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律  
施行細則（抜粋）

高知県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律  
施行細則（抜粋）

（建築物エネルギー消費性能確保計画に関する所管行政庁が必要と認める図書等）

（建築物エネルギー消費性能確保計画に関する所管行政庁が必要と認める図書等）

第3条 省令第3条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、当該建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することを確認することができる図書で、知事が認めるものとする。

第3条 省令第1条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、当該建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することを確認することができる図書で、知事が認めるものとする。

2 省令第3条第3項の所管行政庁が不要と認める図書は、前項の図書を添える場合において、同条第1項の表に掲げる図書のうち知事が不要であると認める図書とする。

2 省令第1条第3項の所管行政庁が不要と認める図書は、前項の図書を添える場合において、同条第1項の表に掲げる図書のうち知事が不要であると認める図書とする。

（建築物エネルギー消費性能適合性判定の取下げ）

（建築物エネルギー消費性能適合性判定の取下げ）

第4条 法第11条第1項若しくは第2項又は第12条第2項若しくは第3項の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画を提出し、又は通知した者は、法第11条第3項又は第12条第4項の通知書の交付を受ける前に当該建築物エネルギー消費性能確保計画を取り下げようとするときは、別記第1号様式による建築物エネルギー消費性能適合性判定取下げ届を知事に提出しなければならない。

第4条 法第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画を提出し、又は通知した者は、法第12条第3項又は第13条第4項の通知書の交付を受ける前に当該建築物エネルギー消費性能確保計画を取り下げようとするときは、別記第1号様式による建築物エネルギー消費性能適合性判定取下げ届を知事に提出しなければならない。

（基準適合命令書の交付）

（特定建築物に係る基準適合命令書の交付）

第5条 法第13条第1項の規定に基づく基準適合命令は、当該建築主に対して別記第2号様式による基準適合命令書を交付してする

第5条 法第14条第1項の規定に基づく基準適合命令は、当該建築主に対して別記第2号様式による基準適合命令書を交付してする

ものとする。

## 第6条 削除

(建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付)

第7条 省令第13条の規定に基づき軽微な変更に関する証明書の交付を受けようとする者は、別記第4号様式による軽微変更該当証明書請求書に当該軽微な変更の内容を確認することができる図書を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該請求に係る計画の変更が省令第5条(省令第9条第2項において準用する場合を含む。次条において同じ。)に規定する軽微な変更~~に該当すると認めるときは、当該請求をした者に対して別記第5号様式による軽微変更該当証明書を交付するものとする。~~

(軽微な変更説明書の提出)

第8条 建築主は、当該建築物について省令第5条に規定する軽微な変更をした場合において、建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第1項の規定による完了検査の申請又は同法第18条第20項の規定による工事完了の通知(次条において「完了検査申請等」という。)をするときは、建築主事又は建築副主事(次条において「建築主事等」という。)に、当該軽微な変更の内容を明記した書類を提出しなければならない。この場合において、再計算によって建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明ら

ものとする。

(住宅部分に係る措置命令書の交付)

第6条 法第16条第2項の規定に基づく措置命令は、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の提出者に対して別記第3号様式による住宅部分に係る措置命令書を交付してするものとする。

(建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付)

第7条 省令第11条の規定に基づき軽微な変更に関する証明書の交付を受けようとする者は、別記第4号様式による軽微変更該当証明書請求書に当該軽微な変更の内容を確認することができる図書を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該請求に係る計画の変更が省令第3条(省令第7条第2項において準用する場合を含む。次条において同じ。)に規定する軽微な変更~~に該当すると認めるときは、当該請求をした者に対して別記第5号様式による軽微変更該当証明書を交付するものとする。~~

(軽微な変更説明書の提出)

第8条 特定建築物の建築主は、当該特定建築物について省令第3条に規定する軽微な変更をした場合において、建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第1項の規定による完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定による工事完了の通知(次条において「完了検査申請等」という。)をするときは、建築主事又は建築副主事(以下「建築主事等」という。に、当該軽微な変更の内容を明記した書類を提出しなければならない。この場合において、再計算によって建築物エネルギー消費性能基準に適合することが

かな変更（計画変更を除く。）をしたときは、前条第2項に規定する軽微変更該当証明書を併せて提出しなければならない。

（工事監理報告書の提出）

第9条 建築主は、当該建築物について完了検査申請等をする場合は、建築主事等に、当該建築物の建築物エネルギー消費性能基準に係る工事の監理状況について、報告書を提出しなければならない。ただし、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条第1項に規定する完了検査申請書又は同令第8条の2の2において読み替えて準用する同令第4条第1項に規定する工事完了通知書の第四面に、当該建築物の建築物エネルギー消費性能基準に係る工事の監理状況を記載したものを申請又は通知をする場合は、この限りでない。

第10条及び第11条 削除

明らかな変更（計画変更を除く。）をしたときは、前条第2項に規定する軽微変更該当証明書を併せて提出しなければならない。

（工事監理報告書の提出）

第9条 特定建築物の建築主は、当該特定建築物について完了検査申請等をする場合は、建築主事等に、当該特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準に係る工事の監理状況について、報告書を提出しなければならない。ただし、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条第1項に規定する完了検査申請書又は同令第8条の2第13項及び第21項において読み替えて準用する同令第4条第1項に規定する工事完了通知書の第四面に、当該特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準に係る工事の監理状況を記載したものを申請又は通知をする場合は、この限りでない。

（建築物の建築に関する届出に係る所管行政庁が必要と認める図書等）

第10条 省令第12条第1項及び第13条の2第3項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるとおりとする。

（1）省令第12条第1項の表の（い）項に掲げる各種計算書の内容が分かる図書

（2）当該届出に係る計画について、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）が同項の規定により行う住宅性能評価を受けた場合にあつては、当該登録住宅性能評価機関が交付する住宅性能評価書（同法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年8月国土交通省告示第1346号。以下

「性能表示基準」という。)別表1に規定する断熱等性能等級の等級4以上及び同表に規定する一次エネルギー消費量等級の等級4以上に適合している場合に限る。)に限り、かつ、戸建て住宅である場合に限る。)

(3) 当該届出に係る計画について、建築物省エネルギー性能表示に係る評価機関が行う建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針に基づく評価を受けた場合にあつては、当該評価機関が交付するBELS評価書(建築物全体を評価しているもので、一次エネルギー消費量基準(住宅にあつては、一次エネルギー消費量基準及び外皮基準(共同住宅においては、各住戸に係る外皮基準))に適合しているものに限る。)及び当該評価を受けた添付書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、当該届出に係る計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することを確認することができる図書で、知事が認めるもの

2 省令第12条第4項(省令第13条の2第6項の規定により適用する場合を含む。)の所管行政庁が不要と認める図書は、次に掲げるとおりとする。

(1) 前項第2号又は第3号に掲げる図書を添える場合において、省令第12条第1項の表の(い)項に掲げる各種計算書(前項第1号に掲げる当該各種計算書の内容が分かる図書を含む。)

(2) 前項第4号に掲げる図書を添える場合において、省令第12条第1項に規定する図書及び前項第1号に掲げる図書のうち知事が不要であると認める図書

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請等に係る所管行政庁が必要と認める図書等)

第12条 省令第20条第1項及び第23条第2項第1号の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるとおりとする。

(1) 当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について、法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(次号において「登録住宅性能評価機関」という。)(業として、建築物を設計し、若しくは販売し、建築物の販売を代理し、若しくは媒介し、又は建築物を新築する建設工事を請け負う者に支配されていないものに限る。以下この号において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」という。)による法第30条第1項第1号(法第31条第2項において準用する場合を含む。第3号において同じ。)に掲げる基準への適合に係る技術的審査を受けた場合にあつては、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が交付する当該技術的審査の結果についての適合証(当該技術的審査を受けた添付書類を含む。)

(2) 当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の規定により登録住宅性能評価機関(業として、建築物を設計し、若

(建築物の建築に関する届出に係る措置命令書の交付)

第11条 法第19条第3項の規定に基づく措置命令は、当該届出をした者に対して別記第6号様式による建築物の建築に関する届出に係る措置命令書を交付してするものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請等に係る所管行政庁が必要と認める図書等)

第12条 省令第23条第1項及び第24条の3第2項第1号の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるとおりとする。

(1) 当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について、法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関(業として、建築物を設計し、若しくは販売し、建築物の販売を代理し、若しくは媒介し、又は建築物を新築する建設工事を請け負う者に支配されていないものに限る。以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」という。)による法第35条第1項第1号(法第36条第2項において準用する場合を含む。第3号において同じ。)に掲げる基準への適合に係る技術的審査を受けた場合にあつては、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が交付する当該技術的審査の結果についての適合証(当該技術的審査を受けた添付書類を含む。)

(2) 当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の規定により登録住宅性能評価機関(業として、建築物を設計し、若

しくは販売し、建築物の販売を代理し、若しくは媒介し、又は建築物を新築する建設工事を請け負う者に支配されていないものに限る。以下この号において同じ。）が行う住宅性能評価を受けた場合にあつては、同項の規定に基づき当該登録住宅性能評価機関が交付する住宅性能評価書（同法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年8月国土交通省告示第1346号）別表1に規定する断熱等性能等級の等級5以上及び同表に規定する一次エネルギー消費量等級の等級6に適合している場合に限る。）に限る。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することを確認することができる図書で、知事が認めるもの

2 省令第20条第3項の所管行政庁が不要と認める図書は、前項第3号に掲げる図書を添える場合において、同条第1項の表に掲げる図書のうち知事が不要であると認める図書とする。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請等の取下げ）

第13条 法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請又は省令第26条の規定による建築物のエネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請をした者は、法第30条第1項又は第31条第1項の認定を受ける前にこれらの申請を取り下げようとするときは、別記第7号様式による建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請等取下げ届を知事に提出しなければならない。

（建築物エネルギー消費性能向上計画等の不認定の通知等）

しくは販売し、建築物の販売を代理し、若しくは媒介し、又は建築物を新築する建設工事を請け負う者に支配されていないものに限る。以下同じ。）が行う住宅性能評価を受けた場合にあつては、同項の規定に基づき当該登録住宅性能評価機関が交付する住宅性能評価書（同法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（性能表示基準別表1に規定する断熱等性能等級の等級5以上及び同表に規定する一次エネルギー消費量等級の等級6に適合している場合に限る。）に限る。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項第1号に掲げる基準に適合することを確認することができる図書で、知事が認めるもの

2 省令第23条第3項の所管行政庁が不要と認める図書は、前項第3号に掲げる図書を添える場合において、同条第1項の表に掲げる図書のうち知事が不要であると認める図書とする。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請等の取下げ）

第13条 法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請又は省令第27条の規定による建築物のエネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請をした者は、法第35条第1項又は第36条第1項の認定を受ける前にこれらの申請を取り下げようとするときは、別記第7号様式による建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請等取下げ届を知事に提出しなければならない。

（建築物エネルギー消費性能向上計画等の不認定の通知等）

第14条 知事は、法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請又は省令第26条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請があった場合において、法第30条第1項又は第31条第1項の認定をしないときは、別記第8号様式による建築物エネルギー消費性能向上計画等不認定通知書に省令第20条第1項又は第26条の申請書の副本及びその添付図書を添えて、これらの申請をした者に通知するものとする。

2 次に掲げる場合には、法第30条第1項又は第31条第1項の認定をしないものとする。

(1) 法第30条第1項各号（法第31条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合しないと認める場合

(2) 法第30条第6項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）に規定する場合

(3) 省令の規定による手続に違反していると認める場合  
(建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更の届出)

第15条 認定建築主（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物が譲渡された場合にあつては、当該建築物の所有者とする。以下同じ。）は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画について省令第25条に規定する軽微な変更をしようとするときは、別記第9号様式による認定建築物エネルギー消費性能向上計画変更届を知事に提出しなければならない。この場合において、当該軽微な変更が同条第2号に掲げるものであるときは、当該軽微な変更の内容を確認することができる図書を添えなければならない。

第14条 知事は、法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請又は省令第27条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請があった場合において、法第35条第1項又は第36条第1項の認定をしないときは、別記第8号様式による建築物エネルギー消費性能向上計画等不認定通知書に省令第23条第1項又は第27条の申請書の副本及びその添付図書を添えて、これらの申請をした者に通知するものとする。

2 次に掲げる場合には、法第35条第1項又は第36条第1項の認定をしないものとする。

(1) 法第35条第1項各号（法第36条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合しないと認める場合

(2) 法第35条第6項（法第36条第2項において準用する場合を含む。）に規定する場合

(3) 省令の規定による手続に違反していると認める場合  
(建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更の届出)

第15条 認定建築主（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物が譲渡された場合にあつては、当該建築物の所有者とする。以下同じ。）は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画について省令第26条に規定する軽微な変更をしようとするときは、別記第9号様式による認定建築物エネルギー消費性能向上計画変更届を知事に提出しなければならない。この場合において、当該軽微な変更が同条第2号に掲げるものであるときは、当該軽微な変更の内容を確認することができる図書を添えなければならない。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書の交付)

第16条 省令第28条の規定に基づき軽微な変更に関する証明書の交付を受けようとする者は、別記第10号様式による軽微変更該当証明書請求書に当該軽微な変更の内容を確認することができる図書を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該請求に係る計画の変更が省令第25条に規定する軽微な変更該当すると認めるときは、当該請求をした者に対して別記第11号様式による軽微変更該当証明書を交付するものとする。

(エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等を取りやめる旨の申出)

第17条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等を取りやめようとするときは、別記第12号様式による建築物新築等取りやめ申出書を知事に提出しなければならない。

2 法第31条第1項の規定により認定建築物エネルギー消費性能向上計画の変更をしようとする場合において、当該変更の認定に係る審査が法第30条第1項の認定に係る審査と同程度のものになると知事が認めるときは、認定建築主は、前項の申出をしなければならない。この場合においては、改めて法第29条第1項の規定に基づき建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請することができる。

(エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が完了した旨の報告)

(建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書の交付)

第16条 省令第29条の規定に基づき軽微な変更に関する証明書の交付を受けようとする者は、別記第10号様式による軽微変更該当証明書請求書に当該軽微な変更の内容を確認することができる図書を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該請求に係る計画の変更が省令第26条に規定する軽微な変更該当すると認めるときは、当該請求をした者に対して別記第11号様式による軽微変更該当証明書を交付するものとする。

(エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等を取りやめる旨の申出)

第17条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等を取りやめようとするときは、別記第12号様式による建築物新築等取りやめ申出書を知事に提出しなければならない。

2 法第36条第1項の規定により認定建築物エネルギー消費性能向上計画の変更をしようとする場合において、当該変更の認定に係る審査が法第35条第1項の認定に係る審査と同程度のものになると知事が認めるときは、認定建築主は、前項の申出をしなければならない。この場合においては、改めて法第34条第1項の規定に基づき建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請することができる。

(エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が完了した旨の報告)

第18条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が完了したときは、速やかに別記第13号様式による建築物新築等完了報告書を知事に提出しなければならない。

(改善命令書の交付)

第19条 法第33条の規定に基づく改善命令は、当該認定建築主に対して別記第14号様式による改善命令書を交付してするものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し通知)

第20条 知事は、法第34条の規定に基づき法第30条第1項の認定を取り消したときは、別記第15号様式による建築物エネルギー消費性能向上計画認定取消し通知書により当該認定建築主に通知するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、併せて当該認定建築主以外の者に通知することができる。

第21条から第24条まで 削除

第18条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が完了したときは、速やかに別記第13号様式による建築物新築等完了報告書を知事に提出しなければならない。

(改善命令書の交付)

第19条 法第38条の規定に基づく改善命令は、当該認定建築主に対して別記第14号様式による改善命令書を交付してするものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し通知)

第20条 知事は、法第39条の規定に基づき法第35条第1項の認定を取り消したときは、別記第15号様式による建築物エネルギー消費性能向上計画認定取消し通知書により当該認定建築主に通知するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、併せて当該認定建築主以外の者に通知することができる。

(建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に係る所管行政庁が必要と認める図書等)

第21条 省令第30条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるとおりとする。

(1) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能について、登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による建築物エネルギー消費性能基準への適合に係る技術的審査を受けた場合にあっては、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が交付する当該技術的審査の結果についての適合証(当該技術的審査を受けた添付書類を含む。)

(2) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能について、住

宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の規定により登録住宅性能評価機関が行う住宅性能評価を受けた場合にあっては、同項の規定に基づき当該登録住宅性能評価機関が交付する住宅性能評価書（同法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（性能表示基準別表2-1に規定する断熱等性能等級の等級4以上及び同表に規定する一次エネルギー消費量等級の等級4以上（平成28年4月1日において現に存する建築物の住宅部分については、同表に規定する一次エネルギー消費量等級の等級3以上）に適合している場合に限る。）に限る。）

(3) 当該申請に係る建築物について、法第12条第6項又は第13条第7項に規定する適合判定通知書の交付及び建築基準法第7条第4項、第7条の2第4項又は第18条第17項の規定による完了検査を受けた場合にあっては、当該適合判定通知書及び建築主事等又は指定確認検査機関の交付する検査済証

(4) 前3号に掲げるもののほか、当該申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合することを確認することができる図書で、知事が認めるもの

2 省令第30条第3項の所管行政庁が不要と認める図書は、前項第4号に掲げる図書を添える場合において、省令第23条第1項の表に掲げる図書のうち知事が不要であると認める図書とする。

（建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請の取下げ）

第22条 法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請をした者は、同条第2項の認定を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、別記第16号様式による建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請取下げ

届を知事に提出しなければならない。

(建築物のエネルギー消費性能に係る不認定の通知等)

第23条 知事は、法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請があった場合において、同条第2項の認定をしないときは、別記第17号様式による建築物エネルギー消費性能基準適合不認定通知書に省令第30条第1項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、当該申請をした者に通知するものとする。

2 次に掲げる場合には、法第41条第2項の認定をしないものとする。

(1) 建築物エネルギー消費性能基準に適合しないと認める場合

(2) 省令の規定による手続に違反していると認める場合

(基準適合認定建築物に係る認定の取消し通知)

第24条 知事は、法第42条の規定に基づき法第41条第2項の認定を取り消したときは、別記第18号様式による基準適合認定建築物認定取消し通知書により当該認定を受けた者に通知するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、併せて当該者以外の者に通知することができる。

(一次エネルギー消費量の算定対象としない建築物の部分)

第25条 条例第55条の7第1項の表1の項アの一次エネルギー消費量の算定対象としない建築物の部分として知事が別に定める建築物の部分は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(5) 略

(非住宅部分に占める不算定部分の割合が高い建築物)

第26条 条例第55条の7第1項の表1の項アの非住宅部分に占める

(一次エネルギー消費量の算定対象としない建築物の部分)

第25条 条例第55条の7第1項の表1の項アの一次エネルギー消費量の算定対象としない建築物の部分として知事が別に定める建築物の部分は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(5) 略

(非住宅部分に占める不算定部分の割合が高い建築物)

第26条 条例第55条の7第1項の表1の項アの非住宅部分に占める

不算定部分の割合が高い建築物として知事が別に定める建築物は、次の各号のいずれにも該当する建築物とする。

(1)・(2) 略

(法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合するものであることを確認することができる図書)

第27条 条例第55条の7第1項の表4の項アの建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合するものであることを確認することができる図書として知事が別に定めるものは、第12条第1項第1号及び第2号に掲げる図書とする。

#### 第28条 削除

(委任)

第29条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

不算定部分の割合が高い建築物として知事が別に定める建築物は、次の各号のいずれにも該当する建築物とする。

(1)・(2) 略

(法第35条第1項第1号に掲げる基準に適合するものであることを確認することができる図書)

第27条 条例第55条の7第1項の表4の項アの建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項第1号に掲げる基準に適合するものであることを確認することができる図書として知事が別に定めるものは、第12条第1項第1号及び第2号に掲げる図書とする。

(建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであることを確認することができる図書)

第28条 条例第55条の7第1項の表8の項アの建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨を確認することができる図書として知事が別に定めるものは、第21条第1項第1号から第3号までに掲げる図書とする。

(委任)

第29条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。